



島根県報

平成25年 2月12日 (火)

第 2,469 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の指定	(高 齢 者 福 祉 課)	2
島根県持続農業導入指針変更の公表	(農 畜 産 振 興 課)	2

【特定調達公告】

地方税電子申告ASPサービス業務に係る一般競争入札の実施	(税 務 課)	2
島根県立中央病院医療廃棄物等処理業務委託に係る一般競争入札の実施	(病 院 局)	4

告 示**島根県告示第102号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10第1号の規定により告示する。

平成25年2月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社グリーンケア はーねす	介護予防通所介護	通所介護事業所 ケア はーねす出雲	出雲市大津町289	平成25年2月1日

島根県告示第103号

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）第3条第3項の規定により島根県持続農業導入指針を平成25年2月1日に変更したので、同条第4項の規定により、別冊のとおり公表する。

別冊は、掲載を省略し、島根県農林水産部農畜産振興課、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。

平成25年2月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成25年2月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 入札に付する事項

(1) 件名

地方税電子申告ASPサービス業務

(2) 業務概要

審査システム、納税システム及び国税連携システムのASPサービス提供に係る初期設定及びサービス提供

(3) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(4) 履行期間

契約日から平成28年3月31日まで

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号いずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 島根県税を滞納していない者であること。
- (4) 消費税及び地方消費税について未納の税額がない者であること。
- (5) 一般社団法人地方税電子化協議会（以下「協議会」という。）において、e L T A Xベンダとして登録されている者であり、審査システム、納税システム及び国税連携システムのいずれも対応可能であること。
- (6) 他の地方公共団体との間で、審査システム、納税システム、国税連携システムのいずれかのA S P契約の実績を有すること。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎6階）
島根県総務部税務課税務電算グループ T E L 0852-22-5040

(2) 入札手続等

書面（以下「紙入札」という。）により行う。

なお、紙入札を行う場合における書類の郵送等に当たっては、郵便書留等の配達記録が残るもの（以下「郵便等」という。）を利用すること。

(3) 入札説明書の交付期間及び交付方法

入札公告日から平成25年3月22日（金）午前12時までの間、(1)の場所において交付する（ただし、島根県の休日を決める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。）。また、県のホームページに掲載する。

(4) 入札説明会の日時及び場所

実施しない。

(5) 競争参加資格確認申請

本件入札に参加を希望する者は、入札説明書に掲げる競争参加資格確認申請書その他の書類を次のとおり提出すること。

ア 受付期間

入札公告日から平成25年3月12日（火）までの間（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（ただし、平成25年3月12日は午前12時までとし、郵送等の場合は必着とする。）

イ 提出方法

(1)の担当部局へ郵送等し、又は持参すること。

(6) 入札書の提出

競争参加資格の確認を受けた者は、次のとおり入札書を提出すること。

ア 提出期間

平成25年3月22日（金）午前9時から同月25日（月）午前10時まで（ただし、平成25年3月22日（金）午後5時から同月25日（月）午前8時30分までの間を除く。）

なお、郵便等により提出する場合にあっては、平成25年3月22日（金）午後5時までに到着していること。

イ 提出方法

平成25年3月25日（月）午前9時までは(1)の担当部局とし、それ以降は(7)イの場所へ持参すること。

(7) 開札

ア 日時

平成25年3月25日（月）午前10時

イ 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟 第3会議室

4 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積った契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(4) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(5) 落札者の決定

予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 入札の取り止め又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、島根県会計規則第61条の3第1項の規定により、当該入札を取り止め、又は入札期日を延期することがある。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 最低制限価格

設定しない。

(9) 契約の締結

平成25年2月（第439回）島根県議会による予算議決がない場合には、契約は行わない。

(10) その他

詳細は、入札説明書及び調達仕様書による。

5 Summary

(1) Name of Item and Quantity to be Procured : ASP services for eLTAX (electronic declaration system for local taxes)

(2) Date and Time for Bidding : March 25th, 2013, 10 : 00 a.m

(3) Department in Charge : Taxation Division, Department of General Affairs, Shimane Prefectural Government
1 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture 690-8501 Ph : 0852-22-5040

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成25年2月12日

島根県立中央病院 病院長 中山 健 吾

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

島根県立中央病院医療廃棄物等処理業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(4) 履行場所

島根県出雲市姫原四丁目1番地1 島根県立中央病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成25年における島根県立中央病院の医療廃棄物等処理業務に関する入札参加資格者審査要綱第5条第2項の規定により、A等級に格付けされた者であること。

(3) 本公告に示した役務を確実に履行し得ることを証明できる者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒693-8555 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

島根県立中央病院 事務局 経営部 施設管理グループ

電話0853-30-6435

(2) 入札説明書の交付場所及び交付方法

入札説明会の際に交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 平成25年2月21日（木） 13時30分

イ 場所 島根県出雲市姫原四丁目1番地1 島根県立中央病院 3階 会議室1

(4) 入札書の受領期限

平成25年3月26日（火） 13時30分（郵便による入札にあつては、午前11時）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年3月26日 13時30分

イ 場所 島根県出雲市姫原四丁目1番地1 島根県立中央病院 3階 会議室1

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第117条各号に該当する場合は免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した書類を入札書の提出場所に平成25年3月4日から同月12日午後5時までの間に提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、病院長から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき又は島根県病院局財務規程第98条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した役務を履行できると病院長が判断した入札者であって、島根県病院局財務規程第96条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required : The service of disposable of medical waste of The Shimane Prefectural Central Hospital, 1 set.
- (2) Application Due : 13:30 26 March 2013 (Applications by mail must be arrived at Central Hospital by 11:00 26 March 2013.)
- (3) Contact point for the notice : Property Management Division, Administration Department, The Shimane Prefectural Central Hospital, 4-1-1 Himebara Izumo-shi Shimane 693-8555 Japan, TEL 0853-30-6435